

# 姫路市保育所等業務効率化・安全対策推進事業 実施概要（認可施設用）

## 1 事業概要

市内の私立保育所等における業務のICT化を推進し、保育士の業務負担の軽減を図り、保育士が働きやすい環境を整備するとともに、安全かつ安心な保育環境の確保を支援することを目的として、保育所等における業務のICT化を行うためのシステム等の導入に必要な費用の一部を助成するもの。

## 2 業務効率化推進事業（登園管理システム等の導入支援）

### (1) 対象施設

私立保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園

※ ただし、本園と分園はそれぞれを1施設として取り扱うものとし、平成28年度業務効率化推進事業費補助金、平成30年度姫路市保育所等業務効率化・事故防止推進事業費補助金、令和2年度及び令和3年度姫路市保育所等業務効率化推進事業費補助金のうち、保育所等における業務のICT化を行うためのシステムに係る補助金を交付した施設は補助対象外とする。

### (2) 対象経費

保育士の業務負担を軽減するために必要な、次の①から③までに掲げる機能を有するシステム（3つの機能のうち1つ以上の機能を有するもの）の導入費用、リース料、工事費、備品購入費等（システムの導入に必要な端末の購入費用やインターネット環境の整備費用等を含む。）

① 保育に関する計画及び記録に関する機能

② 園児の登園及び降園の管理に関する機能

③ 保護者との連絡に関する機能

※ なお、システムの導入に当たっては、これらの機能に加え、保護者が負担する利用料金の請求に関する機能や職員の勤務シフトの作成機能など、保育士の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することも可能。

※ 複数年にわたるリース契約により備品を導入する場合には、令和5年度に係る経費のみを交付対象とする。

### (3) 交付要件

- ・ 2(2)②の機器を導入する保育所等は、各施設で作成する安全計画にシステムを活用した安全管理の取組みを明記すること。
- ・ システムを導入するに当たっては、入札の実施や複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等を行うこと。
- ・ システムの導入による業務の効率化により費用の縮減効果が生じた場合は、保育士の処遇等（賃金改善、職場環境改善等）に充てることとし、その旨を保育士等に周知すること。
- ・ システムを導入した効果等について、後日、別紙による報告を行うこと。
- ・ ICT化の取組や導入効果について保護者等に積極的に発信するよう努めること。

### (4) 助成金額

対象経費の合計額から寄付金その他の収入額を控除した額と、補助基準額を比較し少ない方の額×3/4（千円未満切捨て）

※ ただし、2(2)②の機器を導入する場合は、当該機能に関する部分のみ5分の4を乗じた額とする。

(5) 補助基準額

導入する機能数に応じた以下の額

導入機能数	端末購入等を行わない場合	端末購入等を行う場合
1 機能	2 0 万円	7 0 万円
2 機能	4 0 万円	9 0 万円
3 機能	6 0 万円	1 0 0 万円

(6) 補助対象期間

令和5年4月1日から令和5年12月31日

3 安全対策推進事業（子どもの見守りに必要な機器等の導入支援）

(1) 対象施設

私立保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、届出保育施設

※ 届出保育施設は、令和5年6月1日時点で指導監督基準を満たしている施設に限る。

(2) 対象経費

GPSやBLEにより子どもの位置情報を管理するなど、園外活動時等の子どもの見守りに資する機器の購入費、リース料、導入費用等（機器の運搬費、機器の設置・据え付け費、工事費を含む。）

※ BLE (Bluetooth low energy) …Bluetoothの拡張仕様の一つで、極低電力で通信が可能なもの。

(3) 交付要件

- ・対象機器については、GPSやBLEにより子どもの位置情報を管理するなど、園外活動時等の子どもの見守りに資する機器とすること。
- ・保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）等に基づき、安全な保育環境の確保を図ること。

(4) 助成金額

対象経費の合計額から寄付金その他の収入額を控除した額と、補助基準額を比較し少ない方の額×4/5（千円未満切捨て）

(5) 補助基準額

1施設あたり20万円

(6) 補助対象期間

令和5年4月1日から令和5年12月31日